

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6MCE12A00860		6MCU1AL0001 0043		81710-65040		HV-C-D250001D		
品名 または 件名								
ライト類 ほか8件								
部品番号 または 規格								
0713W-011								
使 用 器 材 名								
優良部品								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
50.00	EA							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
島松駐屯地				装一武 装輪係（5900）				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
補給部31号倉庫				令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年9月30日（水）10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。
 - エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 落札決定方法
- ア 品目毎の総額により決定する。
 - イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。
- (3) 入札の無効
- ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
 - エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
 - オ 電話、電報及びFAXによる入札
 - カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (4) 契約書作成の要否
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (5) その他
- ア 入札書の記載要領等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。
- イ 郵便入札
- (7) 郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）
- (4) 郵便入札の要領等
- a 送付先
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課
- b 送付期限
令和8年9月29日（火）17時00分（必着）
- ウ 送付要領
- (7) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。
- (4) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。
- エ 到着の確認
郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (6) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 郵便による入札者がいる場合
- (7) 再度入札の実施日時
令和8年10月2日（金）16時00分
- (4) 郵便入札の要領
- a 送付期限
令和8年10月2日（金）15時00分（必着）
- b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (7) 提出書類
- ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）
- イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- ウ 同等品をもって入札をする場合は、令和8年9月28日（月）17時までに「入札及び契約心得」で示す「同等品判定依頼書」の様式をもって契約課担当者に提出し、入札前に書面をもって承認を受けなければならない。
なお、その可否については入札日前日までに連絡する。
- (8) 入札に関する問合わせ先
- ア 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処装備計画部武器課（担当：小林）
電話 0123-36-8611（内線5900）
- イ 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：安達）
電話 0123-36-8611（内線5886）
FAX 0123-36-8719（直通）
- (9) 公告掲示場所
- ア 掲示板
- (7) 島松駐屯地
- (4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
- イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (10) 公告掲示期間
令和8年9月17日～令和8年9月30日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をしていい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			6MCE12A00860																					
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘		柄		納		指定			
																			引			渡		検査
																							包装	
1	6MCU1AL0001	0043	81710-65040			EA	50.00																	
	ライト類																							
	0713W-011																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
2	6MCU1AL0001	0116	MR163982			EA	221.00																	
	MU F F L E																							
	0301U-013																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
3	6MCU1AL0001	0117	17430-58750			EA	8.00																	
	MU F F L E																							
	0301U-014																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
4	6MCU1AL0001	0118	17430-58760			EA	175.00																	
	MU F F L E																							
	0301U-015																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
5	6MCU1AL0001	0150	85070-65040			EA	2.00																	
	ワイパモータ																							
	1301S-005																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
6	6MCU1AL0001	0152	85070-65050			EA	4.00																	
	モータ及びポンプ フロント ウォッシャ																							
	1301S-010																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
7	6MCU1AL0001	0155	85211-65030			EA	16.00																	
	ワイパアーム																							
	1302Q-006																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
8	6MCU1AL0001	0156	85211-65040			EA	20.00																	
	アーム フロント ワイバ RH																							
	1302Q-007																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		
9	6MCU1AL0001	0157	85221-65030			EA	13.00																	
	ワイパアーム																							
	1302Q-009																							
	優良部品					HV-C-D250001D																		

調達要求番号 : 6MCU1AL0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
国産車両用優良部品	H V - C - D 2 5 0 0 0 1 D	
	防 衛 大 臣 承 認	年 月 日
	作 成	平成 1 7 年 1 1 月 1 0 日
	変 更	平成 2 3 年 4 月 1 4 日
	作 成 部 隊 等 名	補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、補給統制本部及び各補給処において調達する市販品の国産車両用優良部品について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の1.2による。

1.2.1

国産車両用優良部品（以下、優良部品という。）

国産車両に使用される純正部品と品質・機能が同等又は同等以上の部品をいう。

1.2.2

調達採用部品

取得の可能性及び経済性を考慮して選定した部品をいう。

1.2.3

国産車両用優良部品規格（以下、優良部品規格という。）

調達採用部品について、“国産車両用優良部品規格について（通達）”により規格等を定めたものをいう。

1.2.4

市販品

一般市場に流通している物品でカタログ等により明確にされているものをいう。

1.3 仕様書の構成

優良部品の調達に必要な仕様書は、この仕様書及び優良部品規格により構成される。

1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S

日本工業規格

J A S O

日本自動車規格（社団法人自動車技術会発刊）

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

国産車両用優良部品規格について（通達） [国産車両用優良部品規格]

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 優良部品は、次に示す業者の製造品とする。
 - 1) 純正部品業者
 - 2) J I S 認定品目製造業者
 - 3) 陸上自衛隊装備車両に装着している部品の供給業者
 - 4) 類似部品の納入実績があり、品質を保証し得る業者
- b) 優良部品は、装備品に正しく装着でき、使用目的を十分満足するものとする。
- c) 材料、性能その他について、官側が必要と認めた場合は、それぞれ必要な試験及び検査を行い、それらに合格した製品とする。

2.2 塗装

塗装は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の2.2によるものとする。

2.3 製品の表示

製品の表示は、商慣習によるほか、優良部品には、製造業者名又はこれに代わるものの表示がなされているものとする。

2.4 材料・形状・寸法・構造・品質・性能

材料、形状、寸法、構造、品質及び性能は、優良部品規格によるほか、当該 J I S, J A S O 等を標準とし、純正部品と同等又は同等以上のものとする。

2.5 表面処理

表面処理は、当該 J I S によるほか、優良部品規格によるものとする。

2.6 外観

外観は、仕上げが良好で、割れ、きず、さび、ひび、まくれ、塗装のはく離その他の有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、補給統制本部又は各補給処の契約担当官等（以下、担当官という。）が定める検査実施要領による。ただし、受領検査の際には、各部品ごとに1個以上の抽出を行い、優良部品規格との整合を図るものとする。

3.2 試験の方法

試験の方法は、当該 J I S, J A S O 等によるものとする。

3.3 保証期間

保証期間は、契約に際し別に定めるほか、受領検査合格の時から1か年とする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の4.1によるほか、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

4.2.1 個装・内装の表示

個装及び内装の表示は、**GLT-CG-Z000001**の**4.2.2**によるほか、商慣習による。

4.2.2 外装の表示

外装の表示（内容）は、商慣習によるほか、次の項目を表又は荷札により表示する。

- a) 契約番号（公告項目番号等）
- b) 調達要求番号
- c) 物品番号等
- d) 品名
- e) 数量（単位）
- f) 納入業者名
- g) 製造者名
- h) 納入年月日

5 その他の指示

5.1 承認用見本の提出

承認用見本の提出は、調達要領指定書により指定した場合に提出し、契約後速やかに担当官の承認を受けるものとする。

なお、作成及び提出の要領は、**GLT-CG-Z000001**の**6**による。

5.2 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書及び優良部品規格に疑義を生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

入 札 書

[illegible]